ＮＣＴ放送加入契約約款

インターネット・ケーブルテレビ・電話

NCT

エヌ・シィ・ティ

ＮＣＴ放送加入契約約款

目　　次

第１章　総則 …… 2
第１条　（約款の適用）
第２条　（約款の改正並びに契約内容および法令による説明事項変更時の説明方法）
第３条　（用語の定義）
第２章　サービス …… 3
第４条　（サービスの内容）
第５条　（サービス内容の変更）
第６条　（一時休止および再開）
第３章　契約 …… 4
第７条　（加入契約の単位）
第８条　（加入契約の成立）
第９条　（加入契約申し込みの撤回等）
第10条　（最低利用期間）
第11条　（加入者が行う加入契約の解除）
第11条の２　（加入者が行う初期契約解除）
第11条の３　（加入者が行う特定解除契約）
第12条　（ＮＣＴが行う加入契約の解除等）
第12条の２　（反社会的勢力の排除）
第４章　料金等 …… 6
第13条　（加入金等支払い義務）
第14条　（利用料）
第15条　（福祉料金）
第16条　（料金等の支払方法）
第17条　（遅延損害金等）
第５章　施設等 …… 6
第18条　（施設の設置および費用の負担等）
第19条　（ＮＣＴデジタルチューナー）
第20条　（ＮＣＴの責任事項および免責事項）
第21条　（便宜の提供）
第22条　（故障）
第６章　損害賠償 …… 7
第23条　（放送内容の変更）
第24条　（免責事項）
第７章　ICカード …… 8
第25条　（ＮＣＴデジタルチューナーへ常設されるＢ－ＣＡＳカードおよび
Ｃ－ＣＡＳカードの取り扱いについて）
第25条の２　（加入者が所有するＢ－ＣＡＳカードおよびＡＣＡＳチップの取り扱いについて）
第８章　雑則 …… 8
第26条　（不正使用の禁止）
第27条　（著作権および著作隣接権の侵害の禁止）
第28条　（名義変更）
第28条の２　（権利譲渡等の禁止）
第29条　（加入申込書記載事項の変更）
第30条　（利用履歴情報の取得）
第31条　（加入者の個人情報の取り扱いについて）
第32条　（管轄裁判所）
第33条　（定めなき事項）
付　則 …… 9
別　表　料金表 …… 10
別紙１　契約解除、および初期契約解除のお申し込み先、宛先・書式例 …… 14

第１章　総則

第１条（約款の適用）

株式会社エヌ・シィ・ティ（以下「ＮＣＴ」といいます）は、このＮＣＴ放送加入契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます）により、ＮＣＴが設置する有線電気通信設備によるサービス（附帯するサービスを含みます）を提供するものとします。

２　ＮＣＴが提供する有線電気通信設備によるサービス以外のサービスについては、別に定める契約約款および規約等を適用するものとします。

第２条（約款の改正並びに契約内容および法令による説明事項変更時の説明方法）

ＮＣＴは以下の場合に、ＮＣＴの裁量で民法548条の４の規定により本約款を変更することができます。

⑴　本約款の変更が、加入者の一般の利益に適合するとき。

⑵　本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

２　ＮＣＴは前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の一ヶ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日をＮＣＴウェブページ（https://www.nct9.co.jp/）に広告します。

３　変更後の本約款の効力発生日以降に加入者が本サービスを利用したときは、加入者は、本約款の変更に同意したものとみなします。なお、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

４　約款を含む契約内容および法令による説明事項を変更する場合、ＮＣＴは加入者に対し、電子メール、ウェブページ、ダイレクトメール等の広告の表示のうち一つまたは複数の方法による説明を行います。

第３条（用語の定義）

この約款において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用するものとします。

用　　語	用 語 の 意 味
1 有線電気通信設備	有線で電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備。
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 再放送	ＮＣＴが受信する他局の放送を、加工することなく同時に放送すること。
4 ＢＳアップコンバータ	ＮＣＴが周波数変換により再放送するＢＳデジタル放送を、再変換するための機器。 ２００９年6月現在放送中のチャンネルのみに対応。
5 パススルー方式 （以下、「パススルー」）	ＮＣＴが受信した電波を、周波数を変えずにケーブルに再送信する方式。
6 インターネット接続サービス	インターネットサービスプロバイダとしてインターネット網に接続するサービス。
7 加入契約申込書	NCT が定める加入契約申込書。または、加入契約申込書の内容を NCT が別に定める方法で記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そのほか、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）
8 加入者	ＮＣＴと加入契約を締結した者。
9 受像機	テレビ放送やインターネット配信されているコンテンツ等を受信し、映像・音声を表示する受信機や視聴用端末（スマホ・PC・タブレットを含む）
10 ＮＣＴデジタルチューナー	ＮＣＴの放送サービスを受けるための専用受信機。別名：ＳＴＢ（セットトップボックス）。
11 引込施設	NCTの伝送路上の引込端子から加入者宅の保安器またはＯＮＵまでの引込ケーブル等の施設。
12 宅内施設	サービスを受けるために加入者宅に設置されている保安器またはＯＮＵから受像機までの配線等の施設。
13 放送センター	ＮＣＴが各種放送電波を受信して再放送するセンター施設。
14 引込端子	伝送路上の接続点。別名タップオフ（同軸施設）またはクロージャー（光施設）。
15 録画機能付デジタルチューナー	ハードディスクが内蔵されることにより、本体に録画可能な専用デジタルチューナー。
16 保安器または ONU	加入者宅軒先に設置する装置。保守管理上の責任分界点であると同時に保安機能をもつ。
17 保安装置	落雷による高圧電流の流入を阻止する機能をもつ装置。
18 光加入者端末装置	光信号を電気信号に変換して、放送および通信サービスを利用するための端末装置。
19 ＩＣ カード	ＳＴＢに常時装着されることにより、ＳＴＢを制御し、加入者の視聴履歴を記録するためのＩＣを組み込んだカード。
20 Ｂ－ＣＡＳカード	地上デジタル放送・ＢＳデジタル放送受信用のＩＣカード。
21 Ｃ－ＣＡＳカード	ＮＣＴが提供する有料放送を管理・課金するためのＩＣカード。
22 ＡＣＡＳチップ	４Ｋおよび８Ｋ放送に対応した新しい限定受信方式が組み込まれたＩＣチップで、ＳＴＢに搭載されることによりＳＴＢを制御する。
23 名称変更	婚姻、離婚等を理由とする氏名の変更または法人（個人事業主を除く）の商号変更
24 包括承継	相続または法人の合併もしくは会社分割に伴う加入者の主体の変更
25 一定要件を満たす特定承継	以下のうち、いずれかをいう。 ①加入者が、その配偶者または２親等以内の血族または姻族に本約款規定のサービスに係る債権債務を譲渡する場合 ②法人の解散、清算等により、その代表者が本約款規定のサービスに係る債権債務を承継する場合

第２章　サービス

第４条（サービスの内容）

ＮＣＴはサービス提供区域において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持および運営にあたるものとします。

また、加入者に次のサービスを提供するものとします。

⑴　ＮＣＴが提供する以下に定める10コースの基本サービス

①光スタンダードＳ（多チャンネル標準コース、パススルー方式）

②光レギュラーＡ（多チャンネル標準コース、ＡＣＡＳチップ方式）

③光ライトＡ（多チャンネル下位コース、ＡＣＡＳチップ方式）

④レギュラー（多チャンネル標準コース、C-ＣＡＳカード方式）

⑤ライト（多チャンネル下位コース、C-ＣＡＳカード方式）

ア．ＮＣＴが受信可能な地上デジタル放送およびエフエムラジオ放送（以下「ＦＭ放送」といいます）を再放送するサービス

イ．ＮＣＴが独自に放送する地域情報チャンネル等を提供するサービス

ウ．ＮＣＴが放送するＢＳデジタル放送を再放送するサービス（ＷＯＷＯＷおよびスター・チャンネルハイビジョンを除く）

但し、サービス提供区域により、再放送するサービス内容は異なります。

エ．ＮＣＴが放送するＣＳデジタル放送（コースにより内容が変わります）を再放送するサービス

⑥光ミニＡ

⑦デジタルミニ

ア．ＮＣＴが受信可能な地上デジタル放送およびＦＭ放送を再放送するサービス

イ．ＮＣＴが独自に放送する地域情報チャンネル等を提供するサービス

ウ．ＮＣＴが放送するＢＳデジタル放送を再放送するサービス（ＷＯＷＯＷおよびスター・チャンネルハイビジョンを除く）

但し、サービス提供区域により、再放送するサービス内容は異なります。

⑧コミチャン

ア．ＮＣＴが受信可能な地上デジタル放送およびＦＭ放送を再放送するサービス

イ．ＮＣＴが独自に放送する地域情報チャンネル等を提供するサービス

ウ．ＮＣＴが放送するＢＳデジタル放送のうち、ＢＳアップコンバータの設置により受信可能な放送を再放送するサービス

但し、サービス提供区域により、再放送するサービス内容は異なります。

⑨テレビ基本

ア．ＮＣＴが受信可能な地上デジタル放送およびＦＭ放送を再放送するサービス

イ．ＮＣＴが独自に放送する地域情報チャンネル等を提供するサービス

⑵　テレビ基本､コミチャンの有料追加サービスとして提供するＢＳデジタル放送および110度CSデジタル放送（ＢＳ/ＣＳパススルー）

⑶　別表に定める有料のオプションチャンネルを、第１項１号①、②、③、④、⑤、⑥、⑦の基本サービス利用者に提供するサービス

⑷　第１項１号②、③、④、⑤、⑥、⑦に定めるサービスを、録画機能付デジタルチューナー（以下「らく録」といいます）により別表に定める料金で提供する追加サービス

第５条（サービス内容の変更）

加入者は、基本サービス、オプションチャンネルサービスおよび追加サービスの変更を申し込むことができるものとします。

２　前項の変更は、第８条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。ただし、別に定める加入契約申込書の所要事項の記入捺印を省略し、電話等によりＮＣＴに申し込むことができるものとします。

３　基本サービスの変更日は、ＮＣＴが変更申し込みを承諾した日の属する月の翌月１日とし、オプションチャンネルサービスおよび追加サービスの変更日は、ＮＣＴが変更申し込みを承諾した日とします。

４　本条第１項で定めるサービス内容を変更する際は、加入者は別に定める料金表のサービス内容変更手数料を負担するものとします。

第６条（一時休止および再開）

加入者は、ＮＣＴのサービス提供の一時休止またはその再開を希望する場合は、速やかにＮＣＴにその旨書面にて申し出るものとします。加入者の家屋の建替えおよびＮＣＴが特に認めた場合、ＮＣＴは加入者の一時休止申し出を承諾します。この場合、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する前月までの期間の料金は無料とします。

2　前項の一時休止期間は、原則として最長６ヵ月とします。なお、一時休止期間は第10条に定める利用期間に含みません。
3　加入者は、一時休止および再開する場合、ＮＣＴが別途定める工事代金を支払うものとします。

第３章　契約

第７条（加入契約の単位）

加入契約は世帯・法人・団体ごとに行い、第４条⑴から⑶に定めるサービス契約は受像機単位に接続するＮＣＴデジタルチューナーまたは加入者が所有する受像機ごとに行うものとします。

第８条（加入契約の成立）

加入契約は、加入者があらかじめこの約款を承諾し、別に定める加入契約申込書に所要事項を記入捺印のうえ提出し、ＮＣＴがこれを受理したときに成立するものとします。

2　加入契約の申し込みがあった場合でも次の場合には承諾しないことができるものとします。

⑴　加入者が、本約款に基づいて支払うべき金員の支払いを怠ったことがあるなど、本約款に基づく金員の支払いを怠るおそれがあると認められる顕著な理由がある場合。

⑵　加入者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）と判断される場合。

⑶　その他加入者が本約款に違反したことがあるなど、本約款に違反するおそれがあると認められる顕著な理由がある場合。

⑷　加入者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合。

⑸　引込施設および宅内施設の設置または保守が技術上著しく困難な場合。

⑹　引込施設および宅内施設の設置または保守が著しく高額となる場合。

3　加入者は、ＮＣＴの業務を行うための施設の設置について、あらかじめ地主・家主その他の利害関係人の承諾を得ておくものとし、ＮＣＴはこのことに対し後日問題が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

4　ＮＣＴは、加入者に対し、放送法第150条の２第１項で交付を義務づけられている書面（以下、この書面を「契約書面」といいます）を発送します。同書面の到達または有料放送役務の提供のいずれか早い方をもって、契約の申し込みに対する承諾の通知の到達とみなします。

第９条（加入契約申し込みの撤回等）

加入者は、申し込みの撤回または加入契約の解除（以下「申し込みの撤回」といいます）を行うことができます。

2　前項の規定による加入契約の申し込みの撤回等は、加入者が解約する旨の書面を発した時にその効力が生じます。

3　第１項の規定により加入契約の申し込みの撤回を行った者は、第13条に定める加入金の還付を請求することができます。但し、引込工事、宅内工事等を着工済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第10条（最低利用期間）

ＮＣＴは、キャンペーン等で加入者を募集する場合、募集条件により最低利用期間を規定する場合があります。加入者が最低利用期間内に解約手続きをする場合、ＮＣＴは規定された違約金を請求するものとします。

第11条（加入者が行う加入契約の解除）

加入者は契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを別紙１に定める申し込み先へ所定の方法により通知するものとします。

2　前項による契約解除の場合、ＮＣＴは、ＮＣＴに帰する有料放送設備の資産等を撤去するものとします。加入者は当社が別に定める料金表に従い撤去の費用を負担します。また、撤去に伴い、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者がその復旧に係る復旧費用を負担するものとします。

3　第１項による解約の場合、加入者は、第14条の規定による料金を、当該解約日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はしないものとします。

4　第13条、第14条および第18条に定める費用等のうち、事務手数料、工事費用およびサービス利用料等については、解除の結果割引およびキャンペーンの適用条件を満たさなくなった場合、当社は、加入者に対し、契約開始時に遡って割引およびキャンペーンの適用前の通常料金を請求できるものとします。

第11条の２（加入者が行う初期契約解除）

放送法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、加入者は、契約書面を受領した日から起算して８日以内は、書面をもって本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます）ができ、その効力は解除する旨の書面を発したときに生じます。書面がＮＣＴに到着する前に工事が行われることを防止するため、加入者は、ＮＣＴの工事開始前に初期契約解除書面を発信した場合、速やかに、ＮＣＴに対し、電話にて、同書面を発信した旨を通知する責任を負うものとします。また、解除連絡が間に合わず、ＮＣＴの委託を受けた工事業者が解除対象の工事の施工の為、加入者の指定した場所を訪問したときには、加入者は、その工事業者に対し、工事は不要との意思を明示しなければならないものとします。

2　ＮＣＴが、初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより加入者が告げられた内容が事実であるとの誤

認をし、これによって８日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、加入者が改めて初期契約解除を行うことができる旨記載して交付した書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して８日を経過するまでの間であれば、加入者は、本契約を解除できます。

3　利用者が契約解除を求める書面の宛先および記載例は、別紙１の通りです。

4　第11条第２項および第４項の規定は、初期契約解除の場合に、これを準用します。

5　第１項の場合、ＮＣＴは、加入者に対し、前項に定める費用のほか、あらかじめＮＣＴが本約款に定める額を上限として、以下の費用等を請求することができます。

⑴　契約解除までに提供されたサービスの利用料（① 解除対象の有料放送の役務（付加的機能を含みます）の利用料　② ①の契約解除に伴い同時に契約解除された、付随的有償継続役務の利用料）

⑵　工事費用（標準工事費およびその他工事費等）

⑶　契約手続きに要する費用（事務手数料）

⑷　法定利率を上限とする遅延損害金

6　本契約の初期契約解除の時点で、ＮＣＴが既に金銭等を受領している場合には、ＮＣＴは、これを加入者に返還します。ただし、ＮＣＴは、本条前項に基づきＮＣＴが加入者に対し請求できる額を上限として、金銭等を返還しないことができます。

7　変更契約を加入者が初期契約解除をした場合には、ＮＣＴが変更契約成立前の契約状態を回復させるのが適切であると判断した契約を変更契約成立前の契約状態に回復させるものとします。

第11条の３（加入者が行う特定解除契約）

有料放送役務契約の締結に付随して締結された他の契約には、電気通信役務の解除（初期契約解除も含みます）に伴って自動的に契約解除されない契約（以下「特定解除契約」といいます）があります。加入者が特定解除契約を解除するには、当該特定解除契約の定めるところによるものとします。

第12条（ＮＣＴが行う加入契約の解除等）

ＮＣＴは、加入者が本契約約款に基づく料金等の支払いを怠った場合、その他本契約約款に違反した場合には、書面による通知のうえ、加入者に対するサービスを停止して加入契約を解除できるものとします。この場合、加入者はＮＣＴが加入契約解除を通知した日の属する月までの料金等を支払うものとします。

2　ＮＣＴは、加入者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

3　ＮＣＴは、電力・電話の無電柱化等、ＮＣＴ、加入者いずれの責にも帰すことの出来ない事由によりＮＣＴ施設の変更を余儀なくされ、かつＮＣＴ施設の代替え構築が困難な場合、加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。

4　ＮＣＴが前項の規定により、個別契約を解除した場合には、ＮＣＴはこれによる加入者の損害を賠償する責を負いません。

5　加入者は、貸与されたＮＣＴデジタルチューナーを速やかにＮＣＴに返還する義務を負うものとし、当該チューナーの返還があるまでＮＣＴ規定の料金を請求できるものとします。また、加入者が貸与されたＮＣＴデジタルチューナーを紛失した場合は、ＮＣＴは当該チューナーの代金相当額を請求できるものとします。ＮＣＴデジタルチューナーの貸与のない加入者の場合は、本条のＮＣＴデジタルチューナーをＢ－ＣＡＳカード・Ｃ－ＣＡＳカードに読み替えるものとします。

6　第１項から第３項による解除については第11条第２項から第４項を準用します。

第12条の２（反社会的勢力の排除）

ＮＣＴとの各種契約申し込みやＮＣＴが提供する各種サービス等（以下、これらの契約申し込みやサービスを総称して「契約」といいます）は、第８条２項⑵のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第８条２項⑵の一にでも該当するとＮＣＴが判断する場合には、ＮＣＴは契約の開始をお断りするものとします。

2　（契約の停止、解約）

次のいずれかの一にでも該当するとＮＣＴが判断し、加入者（この規定においては契約にかかる代理人および保証人を含みます、以下同じ）との契約を継続することが不適切であるとＮＣＴが判断する場合には、ＮＣＴは加入者に通知することなく契約を停止し、または加入者に通知することにより契約を解約することができるものとします。この解除によって生じた損害については、ＮＣＴはその責任を負いません。また、この解約によりＮＣＴに損害が生じたときは、加入者はその損害額をＮＣＴに支払うものとします。

⑴　加入者が契約時にした表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

⑵　加入者が暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、また次のいずれかの一にでも該当したことが判明した場合。

イ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

ロ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
ハ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
ニ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜や財産を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
ホ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

⑶ 加入者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも該当する行為をした場合。
イ．暴力的な要求行為。
ロ．法的な責任を超えた不当な要求行為。
ハ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
ニ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてＮＣＴの信用を毀損し、またはＮＣＴの業務を妨害する行為。
ホ．その他、イ～ニに準ずる行為。

第４章　料金等

第13条（加入金等支払い義務）

加入者は、ＮＣＴが別に定める料金表に従い、加入金を支払うものとします。

2　加入者は、加入契約締結後、契約締結に際する書面作成費用、契約内容や利用者情報を顧客管理システムへ登録するための費用など契約締結に要する費用（以下「事務手数料」といいます）として料金表記載の料金を支払うものとします。

第14条（利用料）

加入者は、第４条⑴から⑷に定めるサービスに応じ、ＮＣＴが別に定める料金表に従い基本サービス料金、オプションチャンネルサービス料金および追加サービス料金を支払うものとします。基本サービス料金および追加サービス料金は、サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から支払うものとします。ただし、第５条（サービス内容の変更）に規定する基本サービス変更の場合は、変更後のサービスの提供を開始した日の属する月から支払うものとします。オプションチャンネルサービス料金は、サービスの提供を開始した日の属する月から支払うものとします。

2　株式会社ＷＯＷＯＷ（以下「ＷＯＷＯＷ」といいます）の有料放送サービスに関しては、別に加入者とＷＯＷＯＷが放送法に基づく契約を締結するものとします。

3　本契約約款に定める料金等には、法に基づく日本放送協会（ＮＨＫ）の受信料および衛星放送の受信料は含まれておりません。

4　ＮＣＴが第４条に定める全ての業務を月のうち引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は減免するものとします。

5　ＮＣＴは、社会経済情勢の変化に伴い、利用料を改定することがあります。その場合は、改定の１ヵ月前までに加入者に通知するものとします。

第15条（福祉料金）

加入者は、身体障害者手帳、精神福祉手帳、療育手帳のいずれかの手帳を所有する家族が同居する場合、ＮＣＴに申請することで別に定める料金表の福祉料金割引の適用を受けることができます。

第16条（料金等の支払方法）

加入者がＮＣＴに支払う料金等の支払方法は口座振替を原則とし、その他ＮＣＴと加入者との合意に基づく方法によるものとします。

2　ＮＣＴは、原則として加入者に対し請求書および領収書の発行は行わないものとします。

3　加入者が第14条に定める利用料の支払いを怠り、３ヵ月間延滞した場合、この加入者に対し第12条の定めに基づき加入契約を解除するものとします。

第17条（遅延損害金等）

加入者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がない場合は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします）で計算して得た額を遅延利息として、ＮＣＴが別に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

2　料金の支払遅延によりＮＣＴが訪問集金した場合、加入者は、ＮＣＴ規定の集金手数料を支払うものとします。

3　料金の支払遅延によりＮＣＴが振込用紙を送付した場合、加入者は、ＮＣＴ規定の手数料を支払うものとします。

第５章　施設等

第18条（施設の設置および費用の負担等）

ＮＣＴの業務に必要な施設の設置工事並びに保守は、ＮＣＴまたは、ＮＣＴの指定する業者が行うものとします。

2　ＮＣＴは、放送センターから引込端子までの施設を設置し、これを所有するものとします。加入者は引込端子から受像機迄の施設の設置に要する費用を負担するものとします。

3　加入者は、移設・増設工事等により引込端子から保安器、または光加入者端末装置（以下「ＯＮＵ」といいます）までの施設を改変する場合、または貸与したＮＣＴデジタルチューナーの移設を行う場合には、ＮＣＴにその旨文書にて申し出るものとし、変更に要する費用は加入者が負担するものとします。また、これにともなう工事は、ＮＣＴまたはＮＣＴの指定する業者が行うものとします。

4　加入者は、ＮＣＴに無断でＮＣＴの施設の改変工事等を行わないものとします。

5　サービスの提供に通常必要な第１項から第３項の工事費用を「標準工事費」といいます。加入者は、特殊な建物や地形への対応および加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場合には、その費用（以下「その他工事費等」といいます）を負担するものとします。料金表に掲載する以外に加入者の要望で追加工事を行う場合は、加入者は工事業者と相対でご契約いただきます。

6　工事の着手後完了前に解除等があった場合、加入者は、その工事に関して解除等があった時までに履行された部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。

第19条（ＮＣＴデジタルチューナー）

ＮＣＴは、加入者にＮＣＴデジタルチューナー（リモートコントローラを含みます）を貸与する場合には、その使用料は利用料金に含むものとします。

2　加入者は、貸与されたＮＣＴデジタルチューナーを故意または過失により破損あるいは紛失した場合、修復、補填に要する費用を負担するものとします。

3　加入者は、加入契約の解約あるいは解除の場合、速やかに貸与されたＮＣＴデジタルチューナー並びにＢ－ＣＡＳカードおよびＣ－ＣＡＳカードをＮＣＴに持参し返却するものとします。ただし、加入者の希望でＮＣＴが回収に訪問した場合は、ＮＣＴ規定の料金を支払うものとします。

第20条（ＮＣＴの責任事項および免責事項）

ＮＣＴは、放送センターから保安器またはONUまでの施設について、維持管理責任を負うものとします。

2　施設には保安装置が設けられていますが、落雷等により加入者のテレビジョン受像機および受信機等機器が破損した場合は、ＮＣＴの責任外とします。

3　天災、事変、放送衛星・通信衛星の機能停止、降雨減衰その他ＮＣＴの管理の及ばない事由による場合は、ＮＣＴはその責任を負わないものとします。

4　ＮＣＴは加入者がサービスの利用に関して、またはサービスを受けられなかったことに関して損害を被った場合、前項の規定によるほかは、責任を負わないものとします。

5　ＮＣＴのサービス提供開始後、加入者の施設（保安器またはONUから加入者の受信機等の入力端子までの施設をいいます。以下同じ）および受信機等に起因する事故が生じた場合であっても、ＮＣＴはその責任を負わないものとします。

第21条（便宜の提供）

加入者は、ＮＣＴまたはＮＣＴの指定する業者が、施設の検査、修理を行うため、加入者の敷地、家屋、構築物等への出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。

第22条（故障）

ＮＣＴまたはＮＣＴの指定する業者は、加入者からＮＣＴの提供するサービスの受信施設に異常がある旨申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、受信異常が加入者の所有する受信施設および受信機に起因する場合は、この限りではありません。

2　加入者は、ＮＣＴの提供するサービスの受信施設に異常を来している原因が加入者の施設による場合は、速やかにその施設を修復するものとし、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。この場合、ＮＣＴまたはＮＣＴの指定する業者が故障原因の調査または措置に要した費用は加入者が負担するものとします。

3　加入者は、加入者の故意または過失によりＮＣＴの提供するサービス施設（貸与されたＮＣＴデジタルチューナーを含みます）に故障または紛失が生じた場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第６章　損害賠償

第23条（放送内容の変更）

ＮＣＴは、やむを得ぬ事情により放送内容を変更することができるものとし、それに伴う損害賠償には応じないものとします。

第24条（免責事項）

ＮＣＴは、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じないものとします。

⑴　天災地変その他ＮＣＴの責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合

⑵　ＮＣＴの責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部に画面症状（画像の劣化、ブロッ

ク状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます）が発生した場合
⑶　ＮＣＴの責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合
⑷　落雷などＮＣＴの責に帰さない事由等により、ＮＣＴ施設に接続された加入者施設およびテレビ受信機等が損傷した場合
⑸　らく録の利用について、録画機能および録画物の再生機能に不具合が生じた場合。また、設置場所の変更、故障、サービスの解約などにより、機器の交換や撤去を行った際の録画物の消失

2　ＮＣＴは、サービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者または第三者の損害、および サービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた加入者または第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第７章　ＩＣカード

第25条（ＮＣＴデジタルチューナーへ常設されるＢ－ＣＡＳカードおよびＣ－ＣＡＳカードの取り扱いについて）

Ｂ－ＣＡＳカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス（Ｂ－ＣＡＳ）カード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。

2　Ｃ－ＣＡＳカードを必要とするＮＣＴデジタルチューナーを利用する加入者は、ＮＣＴデジタルチューナー１台につき１枚のＣ－ＣＡＳカードをＮＣＴより貸与されるものとし、ＮＣＴデジタルチューナーを利用するサービスの解約または加入契約の解除後は、速やかにＣ－ＣＡＳカードをＮＣＴに返却するものとします。また、ＮＣＴは必要に応じて加入者にＣ－ＣＡＳカードの交換および返却を請求できるものとします。

3　Ｃ－ＣＡＳカードはＮＣＴに帰属し、ＮＣＴは加入者がＮＣＴの手配による以外のデータ追加および変更並びに改竄する事を禁止し、それらが行われたことによるＮＣＴおよび第三者に及ぼされた損害・利益損失は加入者が賠償するものとします。

4　加入者が故意または過失によりＣ－ＣＡＳカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分をＮＣＴに支払うものとします。

5　Ｃ－ＣＡＳカードに関する取扱いについては、「シーキャス（Ｃ－ＣＡＳ）カード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。

第25条の２（加入者が所有するＢ－ＣＡＳカードおよびＡＣＡＳチップの取り扱いについて）

ＮＣＴは、加入者が別に定める料金表の光スタンダードＳまたはパススルーオプションチャンネル基本料で契約した場合、加入者が所有するＢ－ＣＡＳカードまたはＡＣＡＳチップのＣＡＳ番号を使用して信号制御を行う場合があります。

2　前項の場合、ＮＣＴは、加入者に当該ＣＡＳ番号の提供を請求するものとし、加入者はその請求に応じるものとします。また、加入者は、加入者施設のＢ－ＣＡＳカードまたはＡＣＡＳチップが変更となった場合、ＮＣＴに通知するものとします。

第８章　雑則

第26条（不正使用の禁止）

ＮＣＴはＮＣＴ施設に加入者の契約以外の施設を接続することを禁止します。利用した場合、違約追徴金を請求できるものとします。

2　ＮＣＴは、加入者が貸与されたＮＣＴデジタルチューナーを他人に貸与、質入れまたは譲渡することを禁止するものとします。不正使用した場合、加入者は、ＮＣＴからの返還請求後３日以内に当該ＮＣＴデジタルチューナーを返却する義務を負うものとします。

3　ＮＣＴは、前項による不正使用に対し、加入者に損害賠償の請求ができるものとします。また、期間を経過して貸与されたＮＣＴデジタルチューナーの返却がない場合は、当該ＮＣＴデジタルチューナーの代金相当額を請求できるものとします。

第27条（著作権および著作隣接権の侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、ＮＣＴが提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害することは出来ません。

第28条（名義変更）

加入者は、次の各号いずれかに該当する場合に限り契約名義を変更することができます。ただし、次の各号以外の場合であってもＮＣＴが変更を承認する場合はこの限りではありません。

⑴　名称変更　⑵　包括承継　⑶　一定要件を満たす特定承継

2　前項第２号、第３号および前項但書の場合は、新加入者が現加入者の未払金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。

3　加入者は契約名義の変更を希望する場合、当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

なお、当社は、加入者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提出を求める場合があり、加入者はこれに応じるものとします。

4　新加入者は、旧加入者が負う一切の権利および義務ならびにこれらに付随する債権債務を承継するものとします。

5　旧加入者と新加入者との間で紛争が生じても当事者間で解決し、当社には一切迷惑をかけないものとします。

6　名義変更の際、新加入者は次の各号に定める費用を負担するものとします。

⑴　別に定める料金表の名義変更手数料。ただし包括承継による名義変更の場合は除く。

⑵　工事または調整が必要な場合は、その実費。

第28条の２（権利譲渡等の禁止）

加入者は、前条（名義変更）による場合を除き、本約款規定のサービスの提供を受ける権利を第三者に承継、譲渡、質入れ、貸与等をすることはできないものとします。

第29条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書に記載した事項について変更を希望する場合には、ＮＣＴにその旨文書にて申し出るものとします。ただし、サービス内容の変更については、第５条の規定によります。

2　加入者は前項の場合、別途ＮＣＴの定める規定により変更に要する費用を支払うものとします。

第30条（利用履歴情報の取得）

ＮＣＴは、第４条第１項第１号に定めるＮＣＴが独自に放送する地域情報チャンネル等（以下「自主放送チャンネル」といいます）の品質、編成の向上、広報、宣伝、マーケティング、イベント活動、営業活動、システム品質の向上および新サービスの検討を目的として、本条第２項および第３項に定めるとおり加入者から視聴情報を取得することがあります。

2　ＮＣＴは、ＳＴＢ利用時の加入者の視聴、電源操作、録画、予約、アプリ起動、特定キー操作等の履歴情報を取得することがあります。なお、加入者は、ＳＴＢ利用開始後、ＳＴＢ内の機器設定変更により、履歴情報の提供設定を変更することが可能です。

3　ＮＣＴは、インターネットに接続されたテレビやＳＴＢ等の受信機（以下「対象機器」といいます）から自主放送チャンネルのデータ放送を通じて、対象機器を識別するための情報、視聴制御方式、データ放送方式、IPアドレス、視聴中のチャンネル情報、視聴日時情報、対象機器に設定された郵便番号の情報を取得することがあります。なお、加入者はデータ放送の設定変更により、視聴情報の取得を停止することができ、また、取得停止後も視聴に影響を与えることはありません。

4　ＮＣＴは、本条第２項および第３項により取得した視聴情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、個人情報には当たらない統計データとした上で、ＣＣＪグループ各社または提携先の第三者等に提供することがあります。

第31条（加入者の個人情報の取り扱いについて）

ＮＣＴは、保有する加入者個人情報については、別に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき適正に取り扱うものとします。

第32条（管轄裁判所）

本契約約款に係る係争については、新潟地方裁判所長岡支部を第１審の管轄裁判所とします。

第33条（定めなき事項）

この規約に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、ＮＣＴおよび加入者は誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

付　則　この約款は、2023年１月１日より施行するものとします。

1990年４月６日改訂施行
1990年８月10日改訂施行
1994年９月19日改訂施行
2001年８月９日改訂施行
2004年９月21日改訂施行
2006年４月25日改訂施行
2007年３月19日改訂施行
2007年７月25日改訂施行
2008年８月29日改訂施行
2009年８月24日改訂施行
2010年11月29日改訂施行
2011年８月29日改訂施行
2012年２月24日改訂施行
2013年５月１日改訂施行
2013年10月１日改訂施行
2014年４月１日改訂施行
2014年12月１日改訂施行
2015年４月１日改訂施行
2016年４月１日改訂施行
2016年５月21日改訂施行
2017年１月４日改訂施行
2017年４月１日改訂施行
2018年12月１日改訂施行
2019年４月１日改訂施行
2019年５月１日改訂施行
2019年10月１日改訂施行
2020年４月１日改訂施行
2020年12月１日改訂施行
2021年２月１日改訂施行
2021年３月１日改訂施行
2022年12月１日改正（2023年１月１日施行）
2024年１月１日改訂施行
2024年２月１日改訂施行
2024年３月１日改訂（2024年４月１日施行）
2024年６月１日改訂施行
2024年６月１日改訂（2024年７月１日施行）
2024年10月１日改訂（2024年11月１日施行）
2024年12月１日改訂施行
2024年12月１日改訂（2025年１月10日施行）
2025年１月１日改訂施行
2025年１月１日改訂（2025年２月１日施行）
2025年２月１日改訂（2025年３月１日施行）
2025年９月１日改訂（2025年10月１日施行）

別　表

料金表（一般戸建契約）

2026年6月1日現在（単位：円）

加入料

加入料	33,000

手続きに関する料金

事務手数料	3,300

標準工事費

引込線工事費	26,400
放送宅内工事費	26,400

※引込線工事費は、通信加入に伴い、既に引込線工事が施工済みの場合は不要です。
※通信利用の場合、引込線工事費は13,200円。

追加工事費

ブースター設置費	22,000
ブースター設置費（ＢＳ対応）	27,500

特殊工事費（特殊な地形や建物への対応、お客様のご要望等により生じた工事費用）

特殊工事費	実費

解約工事費

引込線撤去を伴う工事	26,400

※通信利用の場合、引込線撤去工事費は13,200円。

継続契約で転居等に伴う撤去工事費

引込線撤去を伴う工事	11,000

宅内撤去工事費

宅内のみの撤去（回収）・切替	5,500
機器の交換・撤去	4,400

月額利用料

契約分類			基本サービスコース	1台目	2台目以降
一般戸建契約	ＳＴＢ方式	ＡＣＡＳ	光レギュラーＡ	5,390	3,300
			光ライトＡ	4,510	2,420
			光ミニＡ	3,300	880
		Ｃ－ＣＡＳ※1	レギュラー・レンタル	5,060	3,300
			レギュラー・買取	4,180	2,420
			ライト・レンタル	4,180	2,420
			ライト・買取	3,300	1,540
			デジタルミニ	3,300	880
	パススルー方式	ＳＴＢ無	光スタンダードＳ	4,510	550
			コミチャン	2,860	—
			テレビ基本	2,860	—
特別契約			共聴一括加入契約※2	1,100	—

※1　Ｃ－ＣＡＳの新規申し込みは終了しています。
※2　共聴一括加入契約は、共同アンテナ組合などとの団体契約です。共同アンテナ施設の撤去を前提として組合員が団体加入する際に適用するものであり、個人での受付は致しません。

追加サービス月額利用料

テレビ基本　ＢＳデジタル放送（ＢＳ/ＣＳパススルー）※1	440
パススルーオプションチャンネル基本料※2	429

※1 BS/CS パススルーのご利用には、光加入での放送契約が必要です。

※2 オプションチャンネルご視聴にはパススルーオプションチャンネル基本料のほかにテレビ基本またはコミチャンとBS/CSパススルーのご契約が必要です。

ＡＣＡＳ方式

ケーブルプラスＳＴＢ－２追加利用料	550
４Ｋ らく録パック追加利用料	1,100
４Ｋ らく録ブルーレイパック追加利用料	1,650

Ｃ－ＣＡＳ方式

らく録パック追加利用料	880
４Ｋ らく録パック追加利用料	1,100
らく録ブルーレイパック追加利用料	1,320

福祉割引

一般戸建放送利用料から割引	△660

名義変更

名義変更手数料	3,300

オプションチャンネル料金表（月額）

チャンネル名	ACAS※1	C-CAS※1	パススルー
プロ野球パック Ｊ SPORTS 1、Ｊ SPORTS 2、Ｊ SPORTS 3、スカイA、GAORA SPORTS、日テレジータス、スポーツライブ＋、フジテレビONE、フジテレビTWO、TBSチャンネル2、日テレNEWS24、テレ朝チャンネル2	—	—	4,054
Ｊ SPORTS 1 Ｊ SPORTS 2 Ｊ SPORTS 3 Ｊ SPORTS 4 ※2025年9月30日をもって新規お申込み受付は終了いたしました。	2,514	2,514	2,514
Ｊ SPORTS 4	1,430	1,430	1,430
ディズニー・チャンネル	660	660	660
ディズニージュニア	660	660	660
スカイ Ａ	1,100	1,100	1,100
GAORA SPORTS	1,320	1,320	1,320
日テレジータス	990	990	—
FIGHTING TV サムライ	1,980	—	—
スポーツライブ＋	1,760	—	1,760
ゴルフネットワーク	—	—	2,480
MTV	770	770	770
歌謡ポップスチャンネル	880	880	880
ミュージック・エア	—	—	660
スペースシャワーTV	—	—	770
ミュージック・ジャパンTV	—	—	660
東映チャンネル	1,650	1,650	1,650
衛星劇場	2,310	1,980	2,310

（次ページに続く）

チャンネル名	ACAS※1	C-CAS※1	パススルー
ムービープラス	660	—	660
日本映画専門チャンネル	770	770	770
時代劇専門チャンネル	770	770	770
映画・チャンネル NECO	660	550	660
WOWOW プラス	770	770	770
アクションチャンネル	880	—	880
ミステリーチャンネル	550	—	550
ホームドラマチャンネル	783	605	783
ファミリー劇場	770	—	770
ヒストリーチャンネル	—	—	770
ザ・シネマ	770	—	770
V ☆パラダイス	990	770	—
KBS World	1,100	1,100	1,100
LaLaTV	660	—	660
旅チャンネル	660	660	—
フジテレビ ONE フジテレビ TWO フジテレビ NEXT	2,910	2,910	2,910
フジテレビ NEXT	2,580	2,580	2,580
グリーンチャンネル グリーンチャンネル2	1,100	1,100	—
グリーンチャンネル	—	—	880
AT-X	2,180	2,180	2,180
Mnet	2,530	2,200	2,530
スカチャン 1（KNTV801）	—	—	3,300
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,970	2,750	2,970
アニマックス	660	660	660
キッズステーション	825	825	825
カートゥーンネットワーク	660	660	660
テレ朝チャンネル 1 テレ朝チャンネル 2	1,100	—	1,100
テレ朝チャンネル 1	—	660	—
TBS チャンネル 1 TBS チャンネル 2	1,100	1,100	1,100
TBS NEWS	409	409	409
日テレプラス ドラマ･アニメ･音楽ライブ 日テレジータス 日テレ NEWS24	—	—	1,100
日経 CNBC	990	990	—
BBCニュース	—	—	990
CNNj	—	—	990
囲碁・将棋チャンネル	1,540	1,540	1,540
MONDO TV	880	880	880
釣りビジョン	1,320	1,320	1,320
ナショナルジオグラフィック	785	—	785
アニマルプラネット	750	—	750
ディスカバリーチャンネル	880	—	880
Dlife	785	—	785

（次ページに続く）

チャンネル名	ACAS※1	C-CAS※1	パススルー
メ～テレNEXT ドラマ・エンタメ・ダンス	—	—	660
レジャーチャンネル	—	990	—
日テレ NEWS24	528	—	—
ゴールドセット （レインボーチャンネル、ミッドナイト・ブルー）	2,970	2,970	—
プラチナセット （プレイボーイチャンネル、レッドチェリー）	3,300	3,300	—

※1 STBサービスを含むテレビコースのご契約が必要です。
※毎月１日～末日までが対象となります。ご視聴期間が１日でも１ヵ月分の料金が課金されます。

オプションチャンネル料金表

チャンネル名	月額	チャンネル名	月額
WOWOW プライム WOWOW ライブ WOWOW シネマ	2,530	BS10プレミアム	1,980

※毎月１日～末日までが対象となります。ご視聴期間が１日でも１ヵ月分の料金が課金されます。
※BSアップコンバータによる視聴の場合、WOWOWはWOWOWプライムのみとなります。
※WOWOWの視聴は、WOWOWとの直接契約となります。

サービス内容変更手数料

サービス内容変更手数料	3,300

発行手数料

振替案内発行手数料	220

営業時間外および休日等の工事費用について

営業時間外工事費用	標準工事費の1.5倍
休日（土日祝）工事費用	標準工事費に3,300円加算
大型連休期間等工事費用	別途お見積による

※営業時間9:00～18:00

放送サービス利用の一時中断にかかる費用について

・HFC（同軸エリア）「放送サービス」の一時中断

伝送路の接続点切替工事費	5,500
サービスの再開工事費	5,500

・HFC（同軸エリア）「放送サービス」と「インターネット接続サービス」の一時中断

外線工事費とモデム回収工事費	5,500
サービスの再開工事費	16,500

・FTTH（光エリア）「放送サービス」の一時中断

変換機を回収する場合の回収工事費	5,500
変換機をレンタルする場合のレンタル料	月額550
サービスの再開工事費（変換機レンタルの場合不要）	5,500

・FTTH（光エリア）「放送サービス」と「インターネット接続サービス」の一時中断

外線工事費と変換機回収工事費	5,500
変換機をレンタルする場合のレンタル料	月額1,100
サービスの再開工事費（変換機レンタルの場合不要）	16,500

※当社は、原則として契約者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。
※表記の金額は全て税込価格です（単位：円）。税込価格は税率10%に基づく金額です。

別紙１

契約解除、および初期契約解除のお申し込み先、宛先・書式例

■契約解除のお申し込み先・初期契約解除の書面発送先

〒940-0032　新潟県長岡市干場１丁目７－９
株式会社エヌ・シィ・ティ　お客様サービス部
電　　話　０１２０－０８０－００９
受付時間　９:３０～１７:３０（土日祝日、年末年始除く）

■書面による解除の書式例

□□□□□□□

株式会社エヌ・シィ・ティ
お客様サービス部
初期契約解除　担当窓口　行

ご住所
ご加入者名
お電話番号

契約書面受領日
○年○月○日

①お客様番号 ＊＊＊＊＊＊＊
②○○サービス
○○コース
③サービス利用基本料
月額　○,○○○円

上記契約を解除します。